
宇和島市教育委員会会議録

平成29年3月定例会

平成29年3月7日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成 29 年 3 月定例会 会議録

1. 開会日時 平成 29 年 3 月 7 日 (火) 16 時 00 分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室

3. 出席者 教育長 織田 吉和 委員 高山 俊治 委員 廣瀬 孝子
委員 木下 充卓 委員 弓削 由美子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長 上田 益也
教育総務課長兼学校給食センター所長 横山 泰司
学校教育課長 野田 克己 生涯学習課長 寺尾 利弘
中央図書館長 毛利 功 吉田図書館長 松下 秀人
人権啓発課長 山崎 崇 文化・スポーツ課長 松本 隆夫
伊達博物館博物館係長 牧野 正三
教育総務課課長補佐(吉田教育係) 藤本 浩雄
三間教育係係長 末光 優子
教育総務課課長補佐(津島教育係) 梶原 忠
(事務局)
教育総務課課長補佐兼総務係長 土居 弘
教育総務課主任 中井 公子

6. 付議事件

報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
(平成 28 年度教育費 3 月補正予算の要求について)

報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
(平成 29 年度教育費当初予算の要求について)

議案第 1 号 宇和島市通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

議案第 2 号 宇和島市立中学校寮生部活動参加交通費補助金交付要綱の一部を改正する規則

議案第 3 号 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

議案第 4 号 宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

議案第 5 号 宇和島市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令

議案第 6 号 教育財産の用途廃止について

7. 会議概要

(1) 開会宣言（午後4時00分）

◎教育長

ただいまから、教育委員会3月定例会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。みなさん、こんにちは。教育委員さん方にはこの1年間、大変御迷惑をおかけしました。御苦勞おかけしました。今日が、早いもので今年度最後の教育委員会定例会になりました。先週の3月3日には校長会がありまして、今年度最後の校長会だったのですが、退職される9名の校長先生方からお一人お一人が、6、7分くらいでしたでしょうか、最後のお言葉をいただいたりしながら昼の会は終わりました、夜は送別会ということで、私を始め教育委員会の者が7名出席して、このメンバーでの最後の会を終えました。高校入試が明日、あさってと2日間ありますし、16日に中学校の卒業式、23日が小学校の卒業式ということで、この後いろいろ御迷惑をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

(2) 教育長報告

◎教育長

続きまして、教育長報告に移ります。2月3日から3日間、姉妹都市児童交流事業で千曲市に行ってきましたが、先日20名の子どもたちの感想文が届きまして、どの子どもも充実した3日間といいでしょうか、スキー体験とかホームステイした家庭への感謝の気持ちをしっかり述べておりましたが、また冊子ができましたら見ていただけたらと思っています。

4日、5日、吉田町、三間町で、美沼の里健康マラソン等々いろいろな会がありましたが、この会については欠席させていただきました。

7日、2月定例教育委員会会議を行っております。

17日、松山の教育委員会のほうで、愛寄連といって、県公立小・中学校寄宿舎運営連絡協議会の役員会がありました。愛媛県内に5つの寄宿舎があります。宇和島に2つと、中島中学校、野村中学校、美川中学校にあるのですが、その関係者が集まって28年度の反省と29年度に向けての話し合いを行っています。

24日、今年度活躍してくれた子どもたち、スポーツ面、文化面を合わせて、宇和島市教育委員会褒賞の伝達式があり、そして市の体育協会からもたくさん子どもたちが表彰を受けています。

27日、第57回の市議会定例会が始まっております。

28日、宇和島大賞ということで、こちらは市長のほうから特別室で日本一になった子どもたち、大人も含めての表彰式がありました。これについても皆さん御存知のところであれば、津島高校の山口君とか井上君、平田さんなどが表彰を受けております。

以上で報告を終わります。質問、意見等ありませんか。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。本日の議案ですが、報告第 5 号の 3 月補正予算要求及び報告第 6 号の平成 29 年度当初予算要求については予算が公表されていないことから、非公開で審議したいと思いますが、異議はありませんか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。

◎教育長

報告第 5 号を上程する。

報告第 5 号

専決処分した事件の承認について

(平成 28 年度教育費 3 月補正予算の要求について)

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長兼学校給食センター所長、学校教育課長、生涯学習課長、文化・スポーツ課長、人権啓発課長

平成 28 年度教育費 3 月補正予算の要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

報告第 6 号を上程する。

報告第 6 号

専決処分した事件の承認について

(平成 29 年度教育費当初予算の要求について)

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長兼学校給食センター所長、学校教育課長、生涯学習課長、文化・スポーツ課長
平成 29 年度教育費当初予算の要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

議案第1号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第1号、宇和島市通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令。宇和島市通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、次のとおり制定する。提案理由は、補助要件を国・県の基準に準じるとともに、九島小学校の廃校に伴い要綱の一部を改正しようとするものでございます。15ページの新旧対照表を御覧ください。自転車通学の対象を今までは概ね5kmというところで線を引いていたのですが、通学費補助は公共交通機関のバスの子も4kmでございますので、それに合わせて4kmに改めたものでございます。その他、九島小学校関係のところを一部表から削除したのが改正点でございます。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第2号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第2号、宇和島市立中学校寮生部活動参加交通費補助金交付要綱の一部を改正する規則。宇和島市立中学校寮生部活動参加交通費補助金交付要綱の一部を改正する規則について、次のとおり制定する。提案理由、実情に応じた補助事業を実施するため、要綱の一部を改正しようとするものであります。寄宿舎に入っている子が土日であったり夏休み等の長期休暇期間中に部活のために島や半島から来るための交通費を、今までは実績に応じて後払いで年4回を超えない範囲で後払いをしていたものを、それでは保護者の負担が大きいということで、前払いができ

る規定に変えようとするものでございます。実績に応じというところを削って、前払いができる規定に変えたものでございます。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第3号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第3号、宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱。宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、次のとおり制定する。提案理由は、児童・生徒が安心して学べる教育環境を確保するため、就学援助制度における対象者の範囲を拡大するため、要綱の改正を行うものでございます。先ほど予算の時に説明したとおり、保護基準の1.3倍を1.4倍に改めるというところでございます。新旧対照表も含めてその部分だけ改定しているものでございます。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第4号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第4号、宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について。宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、次

のとおり制定する。提案理由、学校給食に係る経費の保護者負担分を全額補助することにより、さらなる保護者の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上や良好な子育て環境の支援を拡充しようとするものであります。これに基づいて要綱の改正をしておりますが、40 ページを御覧ください。要綱の第3条のところ、一部改正をしております。まず今回の改正点は2点あります。第3条において、今までは学校給食を運営する学校又は団体が補助対象者ということにしていますが、今回、第3条第2号としまして、学校において特別な事情によって学校給食の提供を全く受けることができない、全く給食を食べることができない子については今まで恩恵を受けていなかったという、100円補助の時からいろいろ御意見もございましたので、そこも補助対象としましょうということで、補助対象を全く給食を食べられない子も補助対象にしたということがまず1点目です。第4条において、給食費を1食当たり100円を、別表に定めるとおりとするということで、42ページの別表をお開きください。まず第3条第1項に規定する補助対象者、これが今までの通常、学校に来て給食を食べている子については、保護者が負担すべき給食費の額の10分の10、すなわち全額を補助しましょうと。さっき言いました第3条2号の給食が全く食べることができない子どもについては月額3千円以内ということになってはいますが、3千円ということで定額の補助をしようということにしております。ただし、月の途中で転校等した時は、その月は対象としませんよという形の改正をしようとするもので、現時点で市内に完全に給食が食べれない子が8人おられるというように聞いております。その人たちを救済するためのものでございます。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎木下委員

給食が食べられない子は、食物アレルギーの関係で学校給食が食べられないということですか。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。食物アレルギーをもっていて、医師の診断書等によって明らかに給食が食べられないということを証明できる子に限って月額3千円を補助しようというものでございます。

◎木下委員

以前、私の地元の小学校にそういう子どもがいて、保護者の方が給食に合わせたメニューをお弁当に作っているということがあったので、非常にありがたいことだと思っております。

◎教育長

この件について他にありませんか。

◎弓削委員

宇和島南中等は県立だから宇和島市立とは違うということは分かります。でも保護者からすると税金は市に払っていて、今度給食費無料化をしてもらう他の宇和島市立の小中学校の保護者の方はいいなと感じると思うのです。その点は、今後南中等もというお考えはないのでしょうか。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。基本的な考え方を整理させていただきますと、これは100円補助の時から宇和島市

の考え方、論理付けでございますが、学校給食法という法律がありまして、その中で、学校給食の給食費の経費の負担は学校設置者と保護者で経費を負担しましょうというのが学校給食法に書かれております。学校給食法でいう経費負担で学校設置者が負担するのは、給食を作る人の人件費であったり、光熱水費であったり、設備費であったり。光熱水費は実は保護者の負担でもいいのですが、法律上は。宇和島市をはじめ、ほとんどの自治体が光熱水費まで学校設置者がみています。保護者に求めているのは、材料費のみという考え方をとっている自治体がほとんどでございます。その観点から南中等につきましては、今、宇和島中央の調理場が給食を配食しておりますので、その配食する人数に応じた人件費や設備費や光熱水費については負担を県のほうが委託料という形で市に納めていただいております。本来、法律で定めている保護者が払うべき負担は、南中等の保護者がもちろん負担を、100円引かずに中学校は265円を1食当たり払っているというのが現状です。ここに一つ、学校設置者と保護者との関係で経費負担をしましょうという法律が大前提にあるというところがございますので、宇和島市立の小中学校の児童生徒の保護者分を、保護者が本来払うべきなのですけれども、それを保護者に成り代わって学校設置者が負担することは構いませんというのも文科省のほうの通知というか見解もでています。何が言いたいかというと、学校設置者以外の者が南中等の保護者が負担すべき経費を負担することが果たして本当に法律的に正しいのかというところは見解が分かれるところだろうと思います。経費負担の判断からいうと、やはり学校設置者が払うということになれば県立校ですから愛媛県がその分をみるのが筋ではないだろうかというのが宇和島市の考え方で、もう一方においては、宇和島市の子育て世代の経済的負担を軽減しましょうということが趣旨であるのであれば、南中等に通っている子育て世代の保護者も当然市税を納めていますから宇和島市が出してもいいじゃないかというところも一方の考え方として成り立つのだろうという気はしております。ただ南中等には市民以外の愛南であったり、西予であったり、鬼北であったりという方の生徒もおられますので、そこを切り分けた時に宇和島の子どもだけ補助して鬼北や愛南の子は保護者負担を求めるのかというところも問題が出てくるのではないかとということもあります。いずれにしても、一つの考え方として、南中等を選択した時点ですでに、例えば通学費補助も全額県立校は出ません。バス通学している子は全額親が負担しています。宇和島市立の学校に行っている子は宇和島から補助を出しています。それ以外にも、例えば今回エアコンを市立中学校には入れますが、電気代も含め保護者負担は求めません。南中等は毎月払っていますが、いろいろな面で市立校と南中等の違いはあるのだということはあるので、一概に同じ宇和島にある義務教育課程の学校だから一律として補助するという考え方がどうなのかという論議は必要なのかなと思います。

○教育部長

教育長。私もその他のところで委員の皆さま方に御意見を伺おうと思っていたので、ちょうどいいタイミングなので少し時間を割いていただいて、大事なポイントなので、それぞれの委員さんの御意見をいただきたいというのがあります。今お話しがありました、まず給食費が小中学生が全部無料化になるという意見、これについて一ついただきたいのと、南中等に関する、横山課長が説明しましたけれども、そういう背景があって実施しないというよりは、本来、これは私の

主観でもあるのですけれども、県立中等教育学校に入っている以上は、まずは中等教育学校のほうに保護者の方がお願いすることが筋だと思うのです。宇和島市民だからという理屈も分からないわけではないのですが、まずは設置者の義務というのを果たすべき、それに対して保護者の方が働きかけをするというのがステップアップする段階のうまく開くところかなと思います。まずこの2点について、それぞれの委員さんからですね、今回進めようとする給食無料化についてのですね、御意見をお伺いしたいと思います。

◎高山委員

市内の6中学校に宇和島市以外から来ている子はいるのですか。

○教育部長

まずは先ほどの2点についてお願いできませんか。

◎高山委員

そういう子がいるのなら、そっちも絡んでくるのではないかと思うのですが。

○教育部長

います。

○学校教育課長

部活動等で来ている生徒はいます。以上です。

◎教育長

今2つの件がありましたけれども、高山委員さんからお答えしていただけますか。

◎高山委員

無料化は私は賛成です。南中等の生徒が給食費を払うのは県立と市立の差で仕方ないことだと思います。さっきも質問したのですけれども、例えば、鬼北から城北中に来ている子は費用を徴収するのですか。

○教育部長

今のところは補助対象とする考え方です。それは、一つの考え方としてですね、ここで議論いただいても結構なのですけれども、例えば今の話で鬼北から城北中学校に来ているとしましょう。区域外通学になるのですが、その方はいろいろな事情があって来られています。御家庭の事情があったりとか、部活がしたいとか、いろいろな事情があって来られているのですけれども、宇和島市立の中学校のどこかの中学校に入って同じ学び舎の中で育っていく生徒でありますから、同じ状況の中で卒業までですね、卒業までいないかもしれませんが、無差別でしたいというのが1つです。それから2つ目には、どこかの中学校の看板を背負っていろいろな体育大会であったりとか、学習会であったりとかに出て行っておりますから、活躍しているという意味合いでですね、私はみてあげてもいいだろうというのが2つ目です。3つ目には同じ教室の中に区域外から来ている生徒さんだけに費用を徴収するということについては、今のところはですね、制度上といえますか、うちの要綱上に全く該当しませんので、そこについては今のところ求めないという考え方です。逆に南中等との比較というのはあるかもしれませんが、その学校、宇和島市立の中学校、小学校に区域外から通学する生徒たちにですね、そこで一生懸命頑張っていた

だいてですね、義務教育を果たしていただくということになれば宇和島市の教育委員会、あるいは宇和島市としてですね、そこに支援をしていくということもあってもいいのかなと思ったのが私のちょっと主観も入っておりますけれども意見です。

◎高山委員

第2条2号イの、その他市長が特別の事情により必要と認めるところで該当させるということですか。

○教育部長

人数的には7、8人おられますが、来年度の見込みが3人から4人、もしかしたらその方は入らないかもしれないですけれども、家庭の事情というのが一番ありますので、そこは救ってあげたほうが中心市宣言をした宇和島市としてはですね、あっていいのかなと思っています。

◎教育長

木下委員さんよろしいですか。

◎木下委員

給食費の無料化については保護者の方々もありがたいことなのですけれども、これまでも市長さんと総合教育会議もあったのに、少し唐突に出た話で驚いているのですけれども、もう少しそれ以前に、せっきゃく総合教育会議もあるので話があっても良かったのかなという感じはしておりますが、ただ、無料化というのは本当にありがたいことだと思っております。

◎教育長

廣瀬委員さんどうですか。

◎廣瀬委員

ネグレクト等で給食だけしか食べていない生徒もいらっしゃるみたいなので、そういう子に対してはとてもありがたい無料化だと思います。南中等学校とのことですけど、それは南中等学校を選択した時点で差別化は必要なのかなという気はします。市立の中学校でなくて、そちらを選択した時点でそちらの学校に行くのに交通費もすごくかかるけれども、そちらを選択されたということは、その給食費のことでもきちんと自分たちでしていかなければいけないのかなと、差別化は必要だと思います。

◎教育長

弓削委員さんはどうですか。

◎弓削委員

説明いただいて自分の中でも少し納得はしたのですけれども、私は最初無料化と聞いてびっくりしました。100円補助でもありがたいことなのに、なぜいきなり無料化になるのかなと始めは思いました。でも保護者の方にとってはありがたいことで、給食費無料化は良いと思うのですけれども、それがこの先ずっと続いていくというのは宇和島市すごいなと思いました。

○教育部長

教育長、少し補足させてください。先ほど木下委員、また弓削委員が言われましたけれども、唐突にという話も無きにしも非ずなのですが、実は私も教育委員会に来て3年目になるのですけ

れども、この話というのは市長はずっと懸案事項の中でありました。私は最初から、するのであれば無料化はいかがですかという話も出しましたし、市長が2期前の市長選の時に公約として掲げたことが、いろいろな事由がありまして見送ったという経緯があります。それと、昨年来、地方創生そして総合戦略の中で子育て支援ということを教育委員会事務局の中で考えた時に、やはり広く行き渡って経済的負担をですね軽減してあげるということには、給食費の無料化ということがあります。総合教育会議の中でも市長は無料化という言葉は出されてはいないですけれども、義務教育費の無償化という言葉は時々出されたと思いますので、その一環としてですね、まずは突破口を切り開くのだということがあると思います。少し補足させていただきました。そしてもう1点、食物アレルギーの子どもに対する補助金の交付の仕方なのですけれども、これについても1つ御意見をいただきたいと思います。やるべきという御意見もちろんあると思いますし、ややもするとですね、給食センターの中でアレルギーの対策をしたらどうだというような意見もあると思うのですが、その辺も含めてお願いしたいなと思います。

◎教育長

補足説明がありましたがいかがでしょうか。

◎高山委員

給食センターで対応できないのなら補助はするべきだと思います。

◎木下委員

私も以前、アレルギーのことで、給食センターで少ない人数の方の対応が難しいという回答をいただいております。その分、保護者の方が骨折りいただいて子どもさんにアレルギーのないものをお弁当として作っているのです、補助金は大変ありがたいことだし、保護者の方も本当に嬉しく思うのではないかと感じております。

◎廣瀬委員

それはアレルギーで全然食べない子の8名だけですか。

○教育部長

基本的にはそうです。好き嫌いがあって食べないということが出てくると困りますので。

◎廣瀬委員

最近アレルギーの子はすごく増えているのですよ。ある保育園では150、160名の子どもたちの中の7名がアレルギーといわれているのですけれども、特に大豆などはもの凄くひどいらしくて、でも、そういう子たちは対象にならないのですよね。

○教育部長

議論の余地はあるのですが、給食そのものが全く食べられないというところになると思います。課長が説明しましたように医師の診断書をもって、こちらが判断させていただくことになると思います。ただ豆だけがダメだというのは、主食の部分ではないので、やはり牛乳であったり、卵であったり、麦であったりとか、そのあたりですかね。

◎廣瀬委員

アナフィラキシーショックで入院したという子もいたのですよね、そういう子が段々増えてき

ていると、やはり対象になる人が増えてくるのかなとも思うのですけれども、それはきちんと対処してあげてほしいと思います。

◎弓削委員

以前、給食センターでアレルギーの子だけの食事を作るのは難しいというか、大変な作業だと聞いていたので、そういうものを給食センターで作るのではなく、3千円補助してあげたほうが良いのかなと思います。

◎教育長

このような御意見がありましたが一覧よろしいでしょうか。

○教育部長

教育長さんとしての御意見はよろしいでしょうか。

◎教育長

今の件でも、細かいところを言えば、これは食べられるけれど、これは食べられないというところまで、なかなか学校現場の者としては難しいですので、そのあたりが、先ほど診断書という形でありましたけれども、一つの基準として対応せざるを得ないのではないかと思います。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。説明した時に言い忘れていたのですが、今回の改定で確かに保護者の負担が軽減するののも一つの側面といいますか、それが本来の主目的なのですが、別の側面としてもう1点お話しておきたいのが、学校の先生が給食費を集めなくてすむという負担減も、先生にとってはかなり負担が減ることになるということだけ付け加えさせていただきます。

◎高山委員

その件に絡むのですが、一つ聞きたいのですが、全額無料化分の補助を給食費として教育委員会に予算がついたとして、今まで全体としての割合の中にそれを含まれると今まで使っていたものを減らされるという危惧はないでしょうか。

○教育部長

地方財政法もあるのですが、やはり財政の考え方と市長の考え方としては合併後11年も過ぎた中でいろいろな償還作業も前も見えてきたと。制限比率とかの数値も改善されてきたということで、市長の話ですけれども、県下ワースト2だったものがですね、県下ナンバー2のところまでこぎ上げてきたと、財政調整基金にまわす費用もできてきたと、新しい基金を作ろうという中ですので、我々としては今はっきりとした数字は持っていないのですけれども、おそらく教育費予算がですね、ここ数年来8%から9%を一般会計ですけれども確保していました。これが全額無料化になったことによって9%を維持していくのかなと思ってはいますが、ここ数年、改築事業であったりとか耐震事業であったりとか他の教育予算、社会教育費であったり、文化・スポーツ費もありますので、そのあたりの見比べがいりますので一概には言えませんが、教育委員会としては毎年ですね、そのような今の状況というのは保っていくということを前提に予算要求をしていくとは思っています。

◎教育長

よろしいでしょうか。他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第5号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。お手元の資料45ページをお開きください。議案第5号、宇和島市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令について。宇和島市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令について、次のとおり制定する。提案理由、愛媛県教育委員会が「学校事務の共同実施の在り方に関する指針」を定めたことにより、宇和島市の同規程を改正しようとするものです。一番分かり易いのがお手元の資料53ページの新旧対照表を御覧ください。左側が従来のものなのですが、従来はこういった形で中学校区毎に城南共同事務室、城北共同事務室から津島共同事務室という形で運営をしておりました。これを改正後の右側の別表第1（第3条関係）を見ていただきたいのですが、北部共同実施地域、南部共同実施地域という形で共同事務室を大きく2つに分けて、この1つずつに従来の事務長という者に代わって地域長という者を北部、南部それぞれ1人ずつ事務長をもって充てるという形で御理解いただけると一番分かり易いのではないのでしょうか。そしてその後、54ページにどんなことが変わったのかということで、改正後のところで別表第2のところの上の表については、校長と連携をしながら地域長が運営をしていくと、地域長の専決事項としてはそこに書いているものを含む「給与・手当」などこの事項については専決事項としていこうというのが今回の大きな改定となっております。私からは以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第6号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第6号、教育財産の用途廃止について。公立学校施設の用途廃止を次のとおり行う。提案理由といたしましては、宇和島市立九島小学校と宇和島市立九島幼稚園を、平成29年3月31日をもって廃止になりますので用途を廃止しようとするものであります。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第7号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。議案第7号、平成29年度宇和島市教育委員会教育基本方針（案）についてということで、毎年作成しているものでございます。毎年少しずつ加筆修正をしながら基本方針案を作成しているもので、各課持ち寄って見え消しで65ページ以降記載されております。これも御覧になっていただき、あまり大きな変化があるものではないのですが、昨年到大綱を作りましたので、大綱の下に位置付けられるものでございますが、見え消しで書いてありますので御覧いただければと思います。72ページ以降がこの方針に基づく具体的な施策ということで左が施策、右が予算案というところが出ております。これも一つずつ説明しますと長くなりますので御覧いただけたらと思います。説明は以上です。

◎教育長

大きくは変わっていないということと、72ページからはこれまで説明があった部分と重複するところもありますので、そのあたりも見ていただけたらと思います。御覧になっていただき、質問・意見等あればお願いいたします。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4)その他

◎教育長

他に意見などありませんか。

◎木下委員

吉田中学校のことなのですけれども、2月22日の愛媛新聞に載りましたが、吉田中学校独自で、いわゆるコミュニティスクールというものがスタートしました。それで2月15日に第1回の学校運営協議会がありまして、地域の方々、PTAの保護者、小学校の校長先生、公民館の関係の方、議員さんなどが参加して会議がありました。その中で、吉田中学校の教育目標を「豊かな心を持つ、たくましく実践力のある生徒」ということで、いわゆる学校運営協議会、地域の方が学校の運営に参加して吉田中学校を運営していこうということで、委員とか方針について話し合っただけでスタートしたところなのですけれども、このコミュニティスクールにつきましては、実際、正式には宇和島市の教育委員会が学校運営協議会規則を定めて正式なものとして認めていただいたら、正式な宇和島市のコミュニティスクールになるのですけれども、今の段階では学校自体が先に動いておりまして、吉田中学校型コミュニティスクールという形で運営協議会を、今から協議会の委員などを人選し、4月から実際に進めていくようになっております。一つお願いなのですが、そういう形で先に進んでおりますが、ぜひ宇和島市の教育委員会として、吉田におきましては小学校の統廃合の問題も出ておりますけれども、そのことはそのこととして、中学校自体のコミュニティスクールというものを学校から出てきた事案でございます。上からこうなさいということではなく、学校からコミュニティスクールをして、地域の方も学校に関心を持っていただいて吉田の子どもたちを皆で育てていこうという趣旨でございますので、また、いろいろと吉田町の小学校の問題もありますけれども、ぜひ正式な教育委員会としての学校運営協議会規則を作っていただいて、宇和島市のコミュニティスクールのモデルになるような学校にさせていただいたらなと思っております。以上です。

◎教育長

その件につきましては、この1年間ですね、折々に校長さんとも意見を交換等しながら、一応把握しているところでは市が認定しなくてもできる範囲で取り組んでいこうとしているということだったので、こちらもそのことについてストップをかけたか、さらにということではなかったのですが、いろいろなことを総合的に考えた時に、市全体のこと、委員さんも言われたような小学校の統廃合のこと、その小学校の統廃合については鬼北が既に、鬼北は29年度全部の小学校がなるようすけれども、そのあたりのところも懸念される事項もあるので、そのことも踏まえて

すぐに認める、認めないということではなく、慎重に、こうした委員さん方の意見を聞いたりとか、教育委員会全体としても見ていきながら次期や状況を見て、そういうようにもっていきたいと思っているところです。私も可能な範囲でそれに関する情報を集めてみましても、やや逆に委員さんの縛りが、いろいろな人事等にも絡むようなこともあるようですし、良い部分とマイナスの懸念される部分もあるので、その辺を慎重に見極めながら時間をかけて判断したいと思っているところです。他にありませんか。

◎高山委員

先ほど、給食無料化が教員負担の軽減になるという説明だったのですけれども、課長の私見でいいのですけれど、だいたい月にしたら4、5時間楽になりますというようなことが分かれば。

○学校教育課長

例えば前任校を例にしますと、例えば給食費というものが引き落としという形で、いついつまでにこの金額をお納めくださいというお願いをするわけですが、揃ったことは一度もありませんでした。その後、1週間、キャッシュで持ってきていただくようになるわけですが、それも毎日、いつ持って来られるか分かりませんので、その都度集めて職員室に持って来て、職員室で我々が管理して、そこに共同事務室の方が毎日来て、銀行の振込み用紙を書いて振り込むと。その1週間の期間でも揃ったことは1年間一度もありませんでした。その後、督促状を出しながらお願いするという形になりますので、具体的に何時間ということを書いているわけではありませんが、毎日の休み時間、そして子どもたちとのそういったことの手紙のやり取り、揃わないことへの次の計画に対する自分の計画が立ちにくいという感じのことを考えると、1週間に2時間程度の時間は私は変わってくるのではないかなというように思っております。精神的なものとしてはもっと、学校にお金を持って来なくてよくなりますので、学校の中での紛失であったりとか、朝持ってきてましようねと言っても小学生ですからお昼休み頃に持ってくる子もいますので、そういったことに対するその後の処理の時間的なことを考えると、もしかしたらもう少し先生方の負担軽減に繋がっていくのではないかなと、大変大きな歓声の声が聞こえていたのは事実です。あくまでも私見ですので御理解ください。

◎教育長

他にありませんか。

○学校教育課長

教育長。ネット・スマホの利用に関する宇和島宣言ということで、こういった形で PTA 連合会、校長会と連携しながら文書のほうを出す予定であります。12月の第2土曜日にこれについての話し合いを各校の代表者の者、教職員を含めて第1回目の話し合いをもち、それから後、子どもの代表、教職員の代表、行政の代表、保護者の代表の方に1月に代表者会議をもち、案ができて、その後、校長会で協議をしてこういった形で宇和島宣言というところまでたどり着くことができました。もちろん、これがスタートなので、これをもとに子どもの活動、保護者、教員の活動というものをもう一度見直し、子どもたちの、今世界にあるネット・スマホの効果的な利用であっ

たりとかに繋げていければなということで第1歩が踏み出せたと考えております。私からは以上です。

◎教育長

この件よろしいでしょうか。もう1点、小池小学校の配置図があるのですが、これについてお願いします。

○教育総務課長兼学校給食センター所長

教育長。小池小学校の跡地利用について、赤印の新耐震の校舎部分を水産課に財産移管して、宇和島市と愛大とで使用するということが決まりましたということで、財産処分の手続きを取りますという報告です。

◎教育長

他に意見などありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会4月定例会を4月21日に開催することを決定する。 —

(5)閉会宣言（午後5時31分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会3月定例会を閉会いたします。